

循環経済に関する関係閣僚会議幹事会の開催について

令和 8 年 3 月 3 日
循環経済に関する
関係閣僚会議議長決定

1. 循環経済に関する関係閣僚会議の下、循環経済の実現を国家戦略として着実に推し進めるべく、関係府省庁間の連携を図るため、循環経済に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
2. 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣官房副長官補（内政担当）
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣府地方創生推進室次長
消費者庁次長
総務省大臣官房地域力創造審議官
外務省経済局長
財務省国際局長
農林水産省大臣官房技術総括審議官
経済産業省大臣官房脱炭素成長型経済構造移行推進審議官
国土交通省総合政策局長
環境省環境再生・資源循環局長

3. 幹事会の庶務は、経済産業省及び環境省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前三項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。